

あいな里山公園 市民活動ガイドブック

令和 4 年 4 月発行
(令和 6 年 3 月改定版)

はじめに

里山の風景は、人の営みによって守られてきました。米づくりや畑作などの農業はもちろん、炭や薪など生活に必須の燃料も、この里山から供給されていました。田んぼやため池、雑木林には多様な生き物が生息し、メダカやトンボがあたりまえのように見ることができ、水が保全され空気が浄化されていたのも里山があったからです。自然と対立して生きるのではなく、自然に順応した形で豊かな感性や美意識をつちかい、地域固有の文化を形成していきました。

あいな里山は、大都市である神戸市にありながら、人の営みによってこのような里山が大規模な範囲で守られてきたところです。しかし大部分の都市住民は、この大切な里山のことを知らずにいます。

あいな里山は、自然と人との共生のあり方を模索する場所だと考えます。この土地の歴史・文化を含めた自然環境を保全し、再生を図る活動を通して、里山と都市との新たな共生関係を見出し、取り組んでいく、ひとつのモデルとなるような里山公園づくりを目指していきましょう。

この里山公園を活気ある場、そして人と自然との新たな共生の場とするためには、なによりも人づくりが重要です。人と人との出会いがある、「新しい里山公園」を創出、かつ発信していきたいと思えます。

令和4年4月1日

あいな里山参画団体運営協議会

あいな里山公園管理センター

国営明石海峡公園事務所

目 次

I. あいな里山ルール	P 3
1. 活動の対象区域と運用主体	
2. 基本的な心得	
3. 基本的なルール	
II. あいな里山公園について	P 5
1. 公園の概要	
2. 公園の計画等	
3. 開園区域	
III. あいな里山公園の市民活動	P10
1. 市民活動の概要	
2. 活動の申請	
3. 活動時のルール	
参考資料	P25
1. あいな里山の歴史文化と自然	
2. 安全管理に関する資料	

1. あいな里山ルール

1. 活動の対象区域と運用主体

1.1 活動の対象区域

あいな里山公園（正式名称：国営明石海峡公園神戸地区）の全域（未開園区域を含む）が対象区域です。

1.2 運用主体

(1)国営明石海峡公園事務所（以下、「公園事務所」）とあいな里山公園管理センター（以下、「管理センター」）、あいな里山参画団体運営協議会の三者が協議の上、このルールを作成します。

(2)このルールに関する問合せや相談の窓口は、公園事務所です。

1.3 対象となる人と行為

活動の対象区域で活動しようとする全ての人、グループ、団体・組織とその行為を対象とします。

2. 基本的な心得

あいな里山公園で活動するときは、次の4つの心得を大切にしてください。

2.1 ここは「みんな」の公園です

ここにある全ての環境と機会は、「みんな」のもので、どれひとつとして、あなたが独り占めできるものではありません。

2.2 ここに「あなた」は参加できます

この公園の環境と、ここで繰り広げられる全ての場と機会に、あなたは参加することができます。あなたと、他の参加者が、気持ち良く楽しむことができ、充実した時をすごすことができるよう、心を配ってください。また、ここを訪れる人々が、あなた以上に喜びを感じられるようにと心を配り、おもてなしをしましょう。

2.3 あなたは「主役」になることができます

この公園では、あなたは、迎え入れられる「利用者」としてだけでなく、利用者を迎え入れ、歓待し、充実した時間を供給する「ホスト」となることができます。そのために、ここでホストとして活躍する人たちとの親交を深めてください。そして、あなたが、ここを訪れる人々に提供したいことを考えてください。

2.4 これは「里山環境を未来に引き継ぐ」のためのルールです

以下に基本的なルールの項目を掲げます。全ては、この公園の「持続可能な活用」のためのルールです。それは、遠い未来の子どもたちが、あなたの公園で感じた心地よさ、充実感、幸福を、確実に感じられるようにするためのルールです。

重ねてお願いします。ここでは、あなたの行為が未来の子どもたちを喜ばせるように、行動してください。その基本は、素晴らしい里山の環境を、できる限り保つことです。素晴らしいあいな里山公園を創り上げていきましょう。

3. 基本的なルール

3.1 公園利用者に対する留意点

一般の公園利用者に迷惑をかけないように留意すること。

- (1) 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること
- (2) 公園施設を損傷し、汚損するなど公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと
- (3) 公園の風致及び美観、その他公園としての機能を害しないこと
- (4) 一般利用者とのトラブルが起こらないよう十分留意すること
- (5) 公園の活動者として相応しい服装、言動、行動に十分配慮すること

3.2 活動の手続き

活動に際しては、あらかじめ管理センター（未開園区域においては、公園事務所）と調整を行った上で活動申請を行い、公園事務所の許可または承諾を得ること。

次に示すような場合、公園事務所は申請者に対して、許可または承諾を取り消し、または、必要な措置を講ずるように命ずることがある。

- (1) 申請内容に虚偽がある場合、または、不正な手段により許可または承諾を受けた場合
- (2) 都市公園法又は都市公園法に基づく規定に違反した場合
- (3) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (4) 前項許可・取り消し・処置決定前に、該当の市民団体の意見聴取を行う。

3.3 火気の使用

公園内の火気使用は禁止する。ただし、許可を得た場合を除く。

3.4 土地形状の改変

公園内の土地を改変することを禁止する。改変には軽微な造成なども含む。
ただし、許可を得た場合を除く。

3.5 水質並びに土壌の汚濁並びに汚染

公園内の河川、水路、池、地下水及び土壌などの汚濁並びに汚染行為を禁ずる。
ただし、許可を得て行う農林産物の生産や、学習・研究・調査等に伴い、現地の土壌などから発生する汚濁並びに汚染については除く。

3.6 狩猟・採取行為

生物・植物・農林産物などの狩猟・採取・伐採行為は、軽微なものを除き禁止する。ただし、許可を得た場合を除く。

3.7 種の持ち込み並びに持ち出し

公園外部からの、生物種並びに植物種の持ち込み、持ち出しを禁止する。ただし、許可を得たものはこの限りでない。

3.8 法律等の遵守

都市公園法及び関係法令、その他あいな里山公園の管理運営に関するルールを遵守すること。

II. あいな里山公園について

1. 公園の概要

国営明石海峡公園は、明石海峡大橋を中心とした周辺地域の広域レクリエーションに対応するため設置された、「淡路地区」（兵庫県淡路市）と「神戸地区」（神戸市北区・西区）の2地区で構成される都市公園で、国（国土交通省）が整備・管理を行っています。

「神戸地区」は、藍那集落を由来とする「あいな里山公園」が愛称です。都心近くに残る里地里山を保全・再生し、地域の自然や歴史文化をだれもが体験できる「里地里山文化公園」を目指しています。平成28年5月28日に第1期開園し、年間約4万人が訪れています。

施設名称	国営明石海峡公園 神戸地区
愛称	あいな里山公園
所在地	〒651-1104 神戸市北区山田町藍那字田代
電話/FAX	電話：078-591-8000（代表）、078-591-8013（直通） FAX：078-591-8001
メール	aina@kobe-park.or.jp
ホームページ	あいな里山公園 https://kobe-kaikyopark.jp/ 国営明石海峡公園事務所 https://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/
面積	計画面積 233.9ha 開園面積 46.2ha（2021年現在）
公園管理者/ 管理運営事業者	○公園管理者（公園の計画・整備・管理の主体） 国土交通省 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所 ○管理運営事業者（開園区域の運営維持管理に関する業務） あいな里山公園管理センター（国営明石海峡公園運営維持管理業務 国営明石海峡公園管理兵庫県・神戸市公園協会グループ共同体）



2. 公園の計画等

神戸地区は、土地の歴史・文化を含めた自然環境を保全し、自然との共生を中心とした伝統的な自然観を継承することによって、いのちのにぎわいが豊かな「里地里山文化公園」を目指す。

【整備方針】（国営明石海峡公園基本計画 平成 29 年 6 月改定より）

1. 歴史・文化を含めたこの土地の里地里山の景観を、新たな技術を導入しながら再生し、継承していくことを目指す。
2. 国際都市神戸に位置することから、自然と人との共生という伝統的な日本人の自然観を海外の人々にも発信することを目指す。
3. 誰もが利用できる都市公園というレクリエーションの場を活用して、里地里山文化を体感できるとともに、大規模な里地里山を「動態」として保全し、これを継承していく際のモデルとなる公園づくりを目指す。
4. 環境保全と豊かな暮らしを同時に求める、持続可能な新しいライフスタイルの提案を目指す。

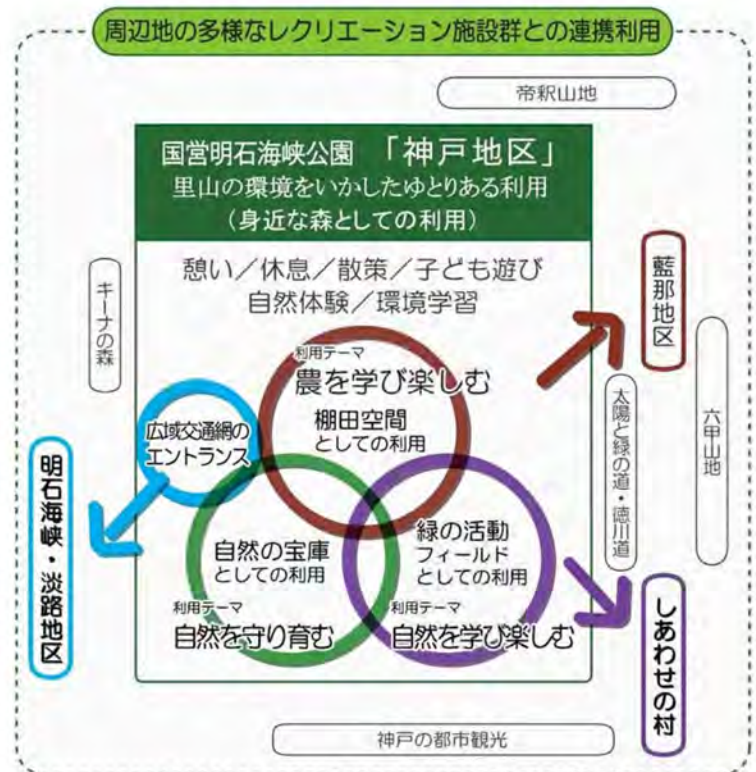
【利用計画】（国営明石海峡公園基本計画 平成 29 年 6 月改定より）

○神戸地区の利用は、大都市近郊型の公園として豊かで広大な里地里山環境を守り育てながら、大規模公園としての特性を活かした休息や憩い・散策・遊び等ゆとりある利用（身近な森としての利用）を図る。

○さらに上記の利用をベースにしながら、右図の3つのテーマ性をもった利用を設定し、特徴ある公園づくりや利用を図るものとする。

○また、多様な利用層（家族連れ、中高年グループ、青年層等）と利用目的（散策、遊び、環境学習、ボランティア活動、プログラム参加、自然観察、防災等）に対応する利用を図る。

○周辺地域との連携により里地里山における環境維持活動の推進、農に関わる地域文化等の継承を図る。



【土地利用計画】

計画地を4つのゾーンに区分した土地利用計画とする。



- ◇棚田ゾーン (部分開園中)
農耕や里山管理を公園利用に取り込み、里地里山の生活技術や歴史・文化を継承します。
- ◇森のゾーン (部分開園中)
緑に囲まれた環境の中、自然を学び、楽しむ野外フィールドを整備します。
- ◇自然保全ゾーン (部分開園中)
管理と利用のバランスを保ちながら、貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
- ◇水と緑のゾーン (部分開園中)
隣接するキーナの森とともに自然環境との生物多様性のネットワークを保全・形成します。

【土地利用方針図】



※公園計画の詳細情報は下記参照

○国営明石海峡公園基本計画

<https://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/kihonkeikaku.html>

○国営明石海峡公園整備・管理運営プログラム

https://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/seibi_program6.html

3. 開園区域（2024年現在）

【開園時間・入園料】

●開園時間	4/1～6/30	9:30～17:00	7/1～8/31	9:30～18:00
	9/1～10/31	9:30～17:00	11/1～3/31	9:30～16:00

※入園できるのは閉園時間の1時間前までとなります。

●休園日 毎週水曜日（祝日の場合は翌日）・12/31～1/1・2月の平日5日間

●駐車料 普通車 500円／大型車 1600円／自動二輪・原付 100円

●入園料

区分	シルバー（65歳以上）	大人（15歳以上）	小人（小中学生）
一般	210円	450円	無料
団体*1	210円	290円	無料
年間パスポート*2	2,100円	4,500円	—
2日間通し券*3	250円	500円	—

* 中学生以下は入園料無料。身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示の場合は、本人およびその付添者1名が入園料無料。

*1 団体は、小学生以上の入園者20名以上（上記手帳および年間パスポートを提示した方を含む）が対象。

*2 年間パスポートは、下記12ヶ所の国営公園が共通で使用可能。

滝野すずらん丘陵公園、国営みちのく杜の湖畔公園、国営常陸海浜公園、国営武蔵丘陵森林公園
 国営昭和記念公園、国営アルプスあづみの公園、国営越後丘陵公園、国営明石海峡公園
 国営備北丘陵公園、国営讃岐まんのう公園、海の中道海浜公園、国営吉野ヶ里歴史公園

*3 2日間通し券は、購入した国営公園で購入者本人のみ翌日に使用可（払い戻し不可）。

※しあわせの村連絡口から入園した場合、駐車料金の支払いはしあわせの村の各ゲートで行う。

【四大まつりとフェスタ】

田植えまつり（5月）、やまももまつり（7月）、里山まつり（10月）、とんど焼き（1月）の四大まつり及び春・夏・秋・冬にフェスタを実施している。

【里山体験メニューと里山学習プログラム】

神戸地区の利用プログラムは、里山体験メニューと里山学習プログラムからなる。

○里山体験メニュー（管理センターが企画・実施）

- ・「農耕や農地・林地の管理」と「農作物等の収穫」が同時に楽しめる
- ・年間を通じ提供
- ・季節に合わせた多様なメニューを実施

○里山学習プログラム（管理センターや市民団体等が企画・実施）

- ・自然環境に関する学習、里山での遊びや里山文化を反映した行事等
- ・公園の魅力向上につながる多様なプログラムを里山体験メニューの展開にあわせて提供する
- ・1～数時間程度のプログラム

【主な施設】

棚田ゾーン	木工棟、里山交流館、長屋門、伝庫の家、里山情報館、農村舞台、白拍子の家、厨房棟、相談ヶ辻の家、多目的芝生広場、つつじ広場、つつじの小道、白拍子だんだん畑、白拍子棚田、うめ林、もみじ谷、かんきつ山、めだか池、せせらぎ広場、茅場、相談ヶ辻広場、小野だんだん畑、蓮田、水田、サンデン花の谷、サンデン休憩所、じゅんさい池、さくら山、代ヶ谷棚田、もも林、はんのき池、炭焼き窯、望橋台、駐車場、体験学習施設、藍那口、藍那歩行者口、相談ヶ辻歩行者口、茅場倉庫棟、倉庫棟、車庫棟、キーナの森連絡口
森のゾーン	遊びの森遊具、駐車場、しあわせの村連絡口

※未開園区域の開園に向けて現在整備計画を検討中。次期開園予定区域は「森のゾーン」（開園時期未定）

※開園区域の詳しい情報は下記参照

○あいな里山公園 HP

<https://kobe-kaikyopark.jp/>

Ⅲ. 市民活動団体の活動

1. あいな里山公園の市民活動

【市民活動団体（以下、市民団体）】

公園の整備段階から市民団体として参画し、園内の維持管理に携わる活動や地域の特性を活かしたイベントの実施、各種プログラムの提供を行うなど、協力スタッフとして公園づくりに取り組んでいる。

【あいな里山参画団体運営協議会】

公園の基本方針に沿って市民団体間で協議をおこなうことによって活動を円滑にし、公園づくりを行なうことを目的として、本公園で活動する市民団体が協議会を設立している。

＜主な活動＞

- ①公園事務所、管理センターと協議会との協議により運営管理等課題解決を図る。
- ②協議会に参画している市民団体が今迄に培ってきた経験とボランティア・マインドを活かし、協力スタッフとして、来園者を出迎え、楽しんでもらえる新規イベント等実現できるプログラムを企画立案実施する。来園者拡大の一翼を担う。
- ③樹林管理、環境整備と利用促進に関する活動を実施することにより、公園の景観づくりに寄与する。

【里山フレンズ】

市民団体と同様に市民が主体となって行う様々な活動を通し、公園の魅力や活動の可能性を発見・創造するとともに、それらを多くの人々に伝えていくことにより、魅力的な公園利用の実現と活性化を図ることを目的とした、個人参加型ボランティアの「里山フレンズ」が活動している。

【調査団体】

市民団体が継続的に里山の保全に向けた活動を行うことを前提としているのに対し、短期間の活動で調査主体の活動を行う団体は「調査団体」として活動している。

※市民団体の詳しい情報は下記参照

<https://kobe-kaikyopark.jp/shimin>

2. 活動の申請

活動開始にあたっては、「あいな里山市民活動団体」活動規程に基づき、事前に活動申請を行い、公園事務所または管理センターの認定を受けるとともに、公園事務所の許可または承諾を得る。

また、「あいな里山参画団体運営協議会規約」に従って協議会に入会する。

活動申請時に提出する書類（あいな里山公園市民活動申請書）

- ・許可申請書（様式-1-1）
※都市公園法第 12 条に基づく行為許可の申請。開園区域外の活動のみ必要。
- ・活動申請書（様式-1-2）
- ・活動計画書（様式-1-3）
- ・団体の規約（任意の書式）
- ・入園許可証申請書（様式-1-4）
- ・車両入場・駐車許可証申請書（様式-1-5）
- ・その他活動に応じた必要な資料

※生産した農作物を販売する場合は、都市公園法第5条に基づき「公園施設の管理許可申請書」の提出が必要となる（P18「生産物の取り扱い」参照）。

※活動の状況により、都市公園法第5条に基づき「都市公園占用許可申請」の提出が必要になる場合がある。

※許可・承諾の有効期限は許可・承諾日より当該年度末の3月31日まで有効とする。活動を継続する場合は、再度申請を行う。

※活動規程の内容は下記参照

<https://kobe-kaikyopark.jp/shimin>

※様式は様式集参照

3. 活動時のルール

3.1 市民団体の活動の基本となるルール

- ・市民団体の活動においては「都市公園法」、「あいな里山市民活動団体」活動規程、本ガイドブック及び公園で定められた各種ルール等を遵守する。
- ・活動においては、毎月1回活動予定・報告（様式-1-8）を提出する。
- ・開園区域外で活動する際は事前連絡を行う。
- ・ルールの改定が必要となった場合は公園事務所・管理センター・協議会の3者で協議する。

※公園利用上の注意事項

<https://kobe-kaikyopark.jp/chui>

※様式は様式集参照

3.2 入園・車両通行のルール

市民団体の入園方法

- ・入園においては、下記の入園口から入園する。下記以外のゲートから入園する場合は入園方法について調整する。※開園時間についてはP8参照

項目	車両での入園	徒歩での入園
開園時間内	・藍那口 ・しあわせの村連絡口 ※藍那口から入園し、しあわせの村連絡口から退園することはできない。逆も同様。	・藍那歩行者口 ・相談ヶ辻歩行者口
開園時間外	・藍那口ジャバラゲート ・藍那口（9時15分以降、休園日は施錠する） ※時間以前に入園が必要な場合は管理センターと調整	

- ・入園許可証の発行を受けた場合、活動日に限り入園料が無料となる。また、車両入場・駐車場許可証の発行を受けた場合、活動日に限り駐車料が無料となる。
- ・藍那口、しあわせの村連絡口より入園する場合、料金所職員および警備員に入園許可証及び車両入場・駐車場許可証を提示すること。また、藍那歩行者口から入園する場合、インターホンのカメラに入園許可証を提示する。
- ・しあわせの村連絡口から入園した場合、しあわせの村連絡口料金所または管理センターで駐車料金の無料化処理を行う。開園時間外は無料化処理ができないため注意。
- ・市民活動中は、必ず入園許可証を着用し、入園した際には長屋門に設置する名簿に記帳する。

- 施錠してある扉からの入園は、各団体に交付された鍵で解錠し、入園する。鍵は必要な種類と数を申請し、交付を受ける。
- イベント時など入園許可証を持っていない方が活動する場合、事前に名簿を管理センターに提出することにより、活動日だけの協カスタッフとして臨時入園証の交付を受けることができる。

園内の車両走行・駐停車に関するルール

- 園内の車両走行および駐停車においては、下記の走行ルールを遵守する。
- 時速 20km/時を厳守、歩行者・トラムカー優先とする。
- 市民団体の駐車場は原則藍那口から入園した場合は「藍那口 C 駐車場」、しあわせの村連絡口から入園した場合は「森のゾーン A 駐車場」とする。
- 活動中に、資材運搬等のため園内を車両で通行する必要が生じた場合、許可証と併せて「管理用車両」のマグネットを貼付して園内を走行する。
- 運行ルートについては次ページ図参照。トラムカーと同じく時計回りの一方通行で走行する区間、両方走可能な区間を指定するため、そちらに従いトラムカー・送迎バスの走行に支障がないように走行すること。
- 駐車場以外に駐車できる箇所は相談ヶ辻歩行者口南側とする。
- 停車可能な場所は指定箇所のみとする。荷物の運搬などの作業が終了次第、すぐに車を移動すること。
- 軽トラ等の荷台に人を乗せて走行してはいけない。

※マグネットは必要に応じて申請し各団体に配布。

車両での入園・走行に関する案内図

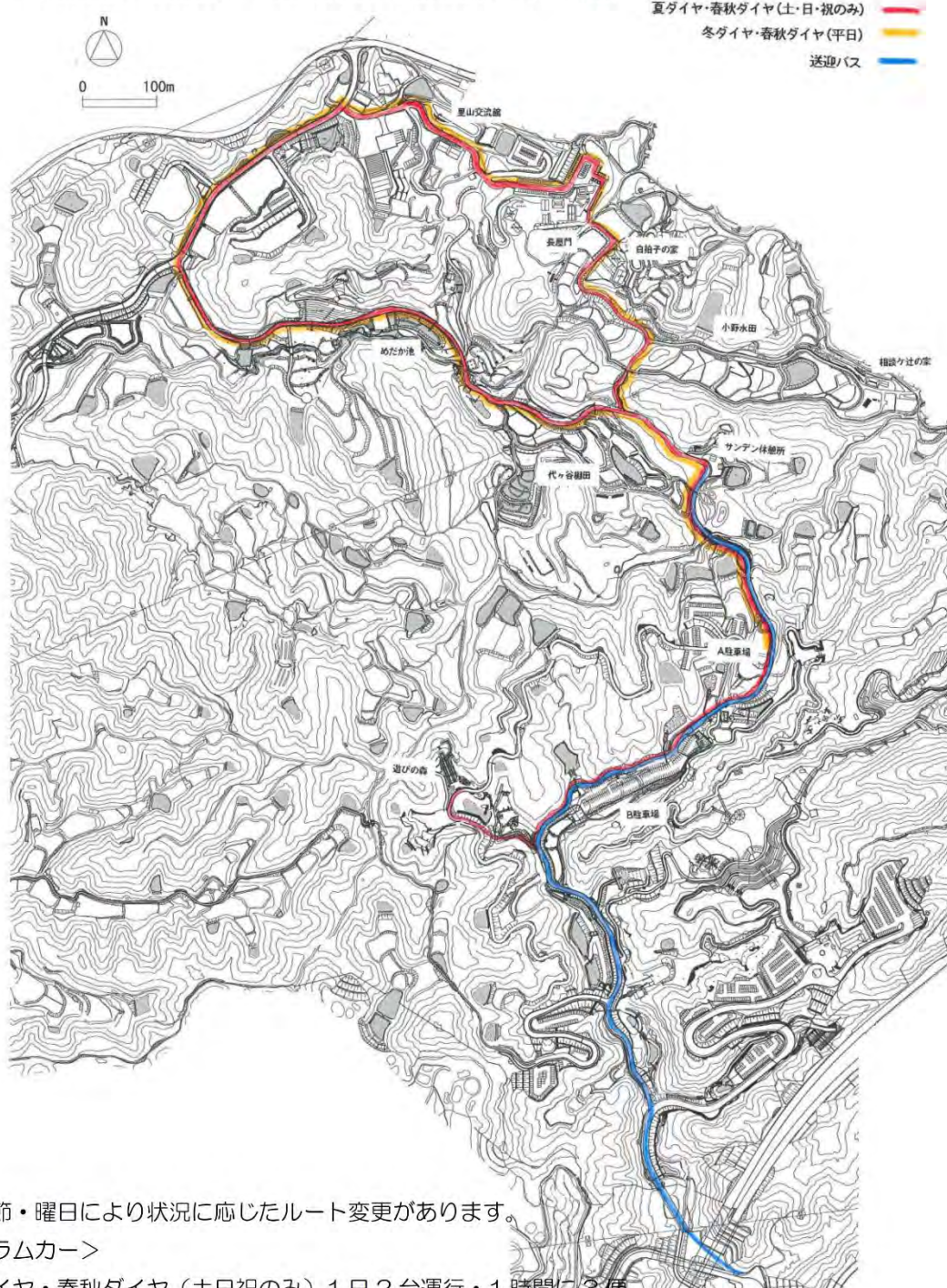


一方通行および
速度20km/h以下を
 厳守願います。

トラムカー・シャトルバス 【運行ルート】

<停留所>

- ・ A駐車場→サンデン休憩所→代ヶ谷棚田 →めだか池
- 交流館→長屋門→白拍子の家 →切り通し→サンデン休憩所
- A駐車場→B駐車場→（遊びの森→B駐車場）→A駐車場



※季節・曜日により状況に応じたルート変更があります。

<トラムカー>

夏ダイヤ・春秋ダイヤ(土日祝のみ) 1日2台運行・1時間に3便
 冬ダイヤ・春秋ダイヤ(平日): 1日1台運行・1時間に1.5便

<シャトルバス>

通常は1日6~8便(季節・曜日により変更あり)

3.3 施設・設備利用のルール

園内施設および公園備品の利用

- ・プログラムやフェスタへの出展等で園内施設（木工棟や交流館、厨房棟等）や公園備品（ヘルメット、ノコギリ、机、イス、テント、ドラム缶コンロ等）の利用を希望する場合は、「プログラム実施計画書」や「出展参加計画書」（詳しくはP19,20 参照）等の計画書に使用する施設と使用内容、日時等を記載し、管理センターに提出する。
- ・その他の目的による利用については管理センターに問い合わせる。
- ・各団体の資材や備品等については団体名が分かるように明記する。

市民団体倉庫・会議室の利用

- ・倉庫棟内の市民団体倉庫には市民団体が共有利用している棚があるが、利用においては、協議会で棚の割当てを決める。
- ・倉庫棟内にある市民団体用会議室の利用においては、事前に「里山交流館」内に備え付けてある所定の用紙に使用する旨を記入する。使用時間が重なった場合は使用予定の市民団体間で調整する。
- ・倉庫棟の鍵の使用については、協議会がキーボックスで管理する。使用者はノートに使用歴を記入する。



倉庫棟

パネル等の展示

- ・活動内容の紹介等、パネルや作品の展示を行いたい場合は管理センターまで問い合わせる。
- ※市民団体のパネル等は主に「里山情報館」に展示している。

3.4 動力機械利用のルール

- ・刈払機の使用にあたっては、事前に安全講習を受講して使用、または、安全教育を受講した者の指導のもとで使用する。
- ・チェーンソーの使用にあたっては、労働安全衛生法 59 条に定められた「チェーンソー作業従事者特別教育」講習会を受講し、修了証の交付を受ける。
- ・「チェーンソー作業従事者特別教育」講習会は林材業労災防止協会（林災防）の都道府県支部の他、機械メーカーの教習所、事務局が実施するもの等を受講する。
- ・受講料は事務局が負担するものとする。
- ・動力機械の利用にあたっては、安全管理を徹底する。

※「チェーンソー作業従事者特別教育」講習会や刈払機の安全衛生教育については、雇用主が労働者に対して行うか、それが困難なら教育機関が主催する講習会を受講することとされている。

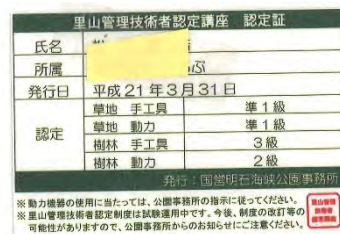
【参考：園内におけるチェーンソー使用の考え方】

- ・本公園では市民活動におけるチェーンソーの使用については、平成 15、16 年頃に林業・木材製造業労働災害防止協会の「労働安全衛生特別教育」を公園で実施し、同協会から全国的に通用する労働安全衛生特別教育修了証が発行されていたが、平成 17、18 年度に伐木や刈払い作業技術を重視した講習やあいな里山公園独自の「里山管理技術者認定講座」の制度が設計され、平成 19 年度より試験運用が始まった。

資格名	講習実施場所	証明交付団体	適用範囲	時期
労働安全衛生特別教育 修了証	国営明石海峡公園 神戸地区	林業・木材製造業 労働災害防止協会	全国	～ H16 頃
里山管理技術者認定講座 認定証	国営明石海峡公園 神戸地区	国営明石海峡公園 事務所	公園内	H19 ～

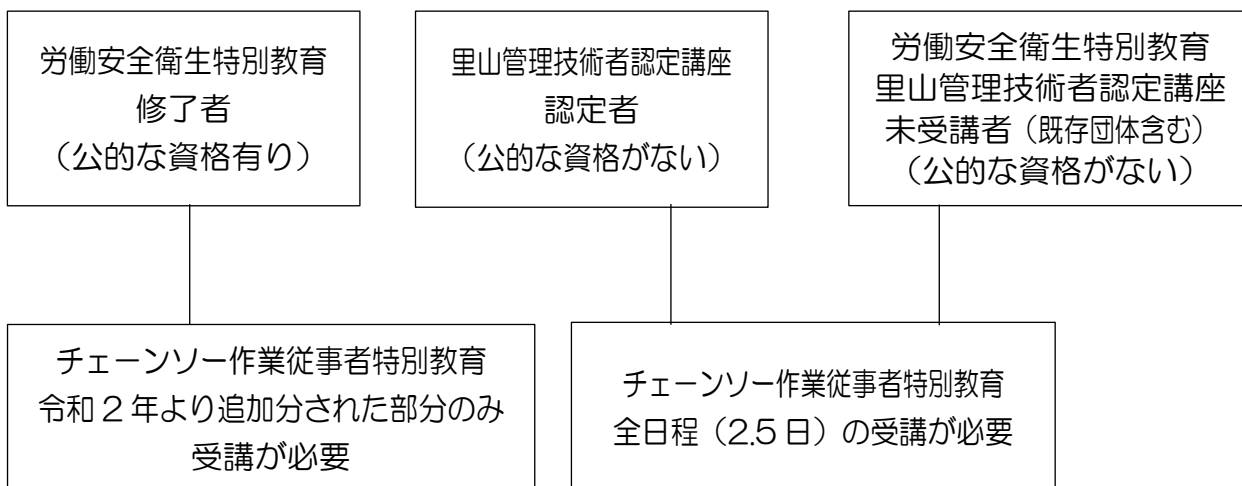


労働安全衛生特別教育修了証（伐木等、刈払機）



里山管理技術者認定講座 認定証

- ・労働安全衛生規則の一部改正により、胸高直径等で区分されていた伐木等の業務に係る特別教育が統合され、この新たな特別教育（造材の方法、下肢の切創防止用保護衣の着用について追加）が適用される令和 2 年 8 月 1 日以降は、改正後の科目全て、または、一部を修了しなければ伐木等の業務に従事することができなくなった。
- ・これらのことをふまえ、チェーンソー受講の必要性の考え方は次の通りである。



3.5 生産物取り扱いのルール

生産物の取り扱い

- ・園内で栽培、収穫した農産物（加工品を含む。以下同じ）は、体験学習プログラムにおける活動の一環として、プログラムの参加者に無償で提供することができる。
- ・園内で栽培、収穫した農産物を、体験学習プログラムの中で調理して、購入した他の材料等の実費相当を参加者から徴収し、参加者に提供することができる。
※実費の範囲には土地使用料も含む。
- ・農産物の販売は、「体験学習プログラム実施のための施設（田畑）を管理する」ために国の許可（都市公園法第5条に基づく施設の管理許可、以下5条許可）を受けて、農産物の栽培、収穫、販売など全ての活動を、独立採算で行う場合に限る。
- ・販売による収入は、施設の管理及び体験学習プログラムの実施に必要な材料等の実費相当に充てること。

【5条許可の有無による活動の違い】※資材費、協力費はP19, 20 参照

	5条許可の申請なし	5条許可の申請あり
生産物の取り扱い	体験学習プログラムの参加者に 無償で提供することができる 。 体験学習プログラムの中で調理して、購入した 他の材料等の実費相当 を参加者から徴収し、参加者に提供することができる。	栽培、収穫、販売など全ての活動を、独立採算で行う場合に限り、 有料で販売・調理提供できる 。収入は、施設の管理及び体験学習プログラムの実施に必要な材料等の実費相当に充てること。
活動の根拠	都市公園法第12条に基づく行為許可のもと活動。	左記の都市公園法第12条に基づく行為許可及び都市公園法第5条に基づく施設の管理許可のもと活動。
活動申請	P12に記載の「あいな里山公園市民活動申請書」により活動申請。	左記の申請書に加え「公園施設の管理 許可申請書」により活動申請。
土地使用料	不要。	国が定める使用料を支払う。
資材費の支給	○資材費 A：概ね1万円以上のもので、他の団体と共同で使用する可能性が高いものに対して調整のうえ購入。 ○資材費 B：支給の上限額を50,000円として支給する。	5条許可による活動には支給なし。
協力費の支給（里山学習プログラム）	支給の上限額を10,000円として支給する。	
協力費の支給（フェスタ）	支給の上限額を5,000円として支給する。	

3.6 プログラムの実施やフェスタへの出展等と協力費、資材費の支給

里山学習プログラムの実施と協力費等の支給

- 里山学習プログラムの実施においては「市民団体による「二十四節気・七十二候プログラム」開催ガイドライン」に従って企画し、実施月の2か月前の5日までに「里山学習プログラム・出展実施計画書（様式-2-1）」を提出する。火気を使用する場合は「火気使用安全管理計画書・火煙上昇届（様式-2-3）」を「里山学習プログラム・出展実施計画書」とあわせて提出する。提出後、公園事務所の了承のもと実施する。
- 飲食提供を行う場合は事前に「臨時営業開始届書（様式-2-4）※神戸市所定の様式」を管理センターに提出する。（神戸市東部衛生監視事務所に提出のため）。
- 実施翌月5日までに「里山学習プログラム・出展実施報告書（様式-2-5）」と「プログラム収支報告書（様式-2-2）」を提出する。
- 参加者の受付、料金徴収は各団体で行う。
- 里山学習プログラムの実施においては協力費の支給を受けることができる。支給を受ける場合は、終了後に「請求書（様式-2-6）」を報告書とともに提出する。
- 飲食を提供する場合は、食品ごとに50g ずつ保存食として日付、店名（団体名）、商品名を記載し、指定する回収BOXに提出する（保存期間(2週間)後は、処分すること）。
- 天候の悪化により中止となった場合はプログラムの準備のためにかかった経費（配布資料の印刷代やスタッフの交通費など）を協力費を上限として請求できるものとする。なお、今後のプログラム等で使用できるものに関しては、請求しないものとする。請求に関しては、項目ごとに費用を記載し、「プログラム準備にかかる支出報告書（様式-2-7）」を提出する。
- 中止になった際に不要となった食材のうち保存または転用できないものは、金額 10,000 円を上限として食材費を請求することができる。請求する場合は「食材費の請求書（様式-2-8）」と合わせてレシートを提出する。

※様式は様式集参照。

フェスタへの出展等と協力費等の支給

- 「里山学習プログラム・出展実施計画書（様式 2-1）」または「飲食出店計画書（様式 2-9）」に記載し、管理センターが提示する締切日までに提出する。火気を使用する場合は「火気使用安全管理計画書（様式 2-3）」を提出する。提出後、公園事務所の了承のもと実施する。
- 飲食提供を行う場合は事前に「臨時営業開始届書（様式-2-4）※神戸市所定の様式」を管理センターに提出する。（神戸市東部衛生監視事務所に提出のため）。
- 実施後、速やかに「里山学習プログラム・出展実施報告書（様式 2-5）」または「飲食出店報告書（様式 2-10）」を提出する。
- フェスタへの出展（飲食出店以外）においては協力費の支給を受けることができる。支給を受ける場合は、終了後に「請求書（様式 2-6）」を報告書とともに提出する。
- 飲食を提供する場合は、食品ごとに 50g ずつ保存食として日付、店名（団体名）、商品名を記載し、指定する回収 BOX に提出する（保存期間(2 週間)後は、処分すること）。
- 中止になった際に不要となった食材のうち保存または転用できないものは、金額 10,000 円を上限として食材費を請求することができる。請求する場合は「食材費の請求書（様式 2-8）」またはレシートを提出する。

※様式は様式集参照

資材費の支給

- 市民団体の活動において必要な資材の購入については資材費の支給を受けることができる。支給内容、手続き等については以下の通りとする。

名称	手続き等	条件	内容
資材費 B	支給希望者はセンターに申し出。レシートや領収書を添付して年度末に報告。余れば返却、不足の場合は精算しない	個々の団体において使用するもの	日々の活動のための消耗品、道具類、事務経費、インク代、当園内での使用に限定できる保険代、5 条イベントを除くイベント資材費
資材費 A	事前にセンターと相談。調整が整えばセンターが発注、購入	概ね 1 万円以上のもので、他の団体と共同で使用する可能性が高いもの	共同で使うもののうち、道具類や 5 条を除く苗代、肥料代等

※資材費 B の上限は 5 万円とする。

※P18 に記載する 5 条許可による活動には支給しない

※請求に関する様式は様式集（様式-3）参照

フェスタにおける出店・出展の中止判断および情報の伝達

- 判断時刻について
 - ・台風など、前日に判断可能な場合は前日のうちに判断および連絡を行う。
 - ・前日判断が困難な場合、以下により当日 6：30 までに判断を行う。
- 当日判断の中止条件
当日 6：30 時点で
 1. 降水確率 NHK テレビで、兵庫県南部の 6 時から 12 時の降水確率が 60% 以上の場合
 2. 神戸市に、大雨注意報・大雨警報、大雪注意報・大雪警報、強風注意報・暴風警報、その他特別警報のいずれかが発令されているとき※台風が通過して開催時間までに各種警報が解除になっても、6：30 の時点で大雨・暴風警報が発令されていれば中止または延期とする。
※ただし、該当する警報が発令されていなくても、台風の規模や進路、公共交通機関の状況により中止または延期する場合もありうる。
- 当日判断の場合に基準とする気象情報、地域・時間帯
 - ・NHK テレビ 6：00～6：30 に表示されている気象情報（5 時更新）兵庫県南部 6-12 時
- 決定後の連絡方法（6：50 までに連絡完了）
管理センターの市民団体担当者より
 - ・協議会：理事長に架電（⇒各団体へ周知）
 - ・プログラム開催者・出展者：担当者から各団体へ架電。

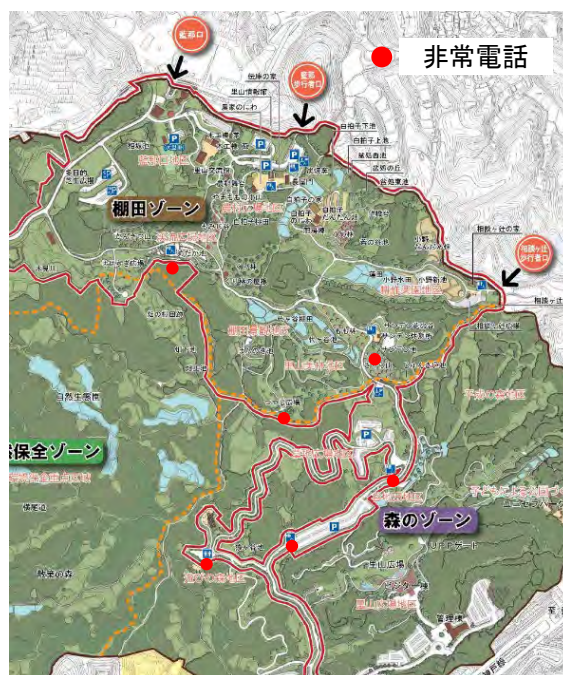
3.7 保険・安全管理

保険の加入

- 活動にあたってボランティア保険に加入する（保険料は各団体負担）。
 - 一般参加者が参加するプログラムを主催で行う場合は、実施するプログラムの内容に応じて当該プログラムに適用される行事保険に加入する（任意）。加入する場合、保険料は各団体負担とするが、参加費に上乗せしても良い。
- ※保険の例としてボランティア保険として「ボランティア・市民活動災害共済（兵庫県）」、行事保険は「兵庫県ボランティア活動等行事用保険」がある。
- ※管理センターが施設賠償保険（施設の管理や仕事の遂行に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償）に加入している。
- ※フェスタ期間中においては上記の施設賠償保険に加えてイベント賠償責任保険（期間中に被保険者が管理する施設で発生した他人の身体の傷害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を補償）に加入している。

安全管理

- 事故等緊急事態発生時には速やかに管理センター（078-591-8000）に連絡する。管理センターにつながる非常電話の設置場所は以下の6箇所である。
- つつじの広場
 - めだか池
 - サンデン休憩所
 - 大型遊具横
 - 森のゾーン A 駐車場
 - 森のゾーン B 駐車場
- ※開園時間外の場合は管理センターの市民団体担当者の携帯に連絡



- 公園内の火気使用は原則禁止であるが、所定の場所（白拍子の家前広場、農家のにわ、白拍子炭焼窯周辺、里山交流館前広場及びピザ窯、相談ヶ辻の家前広場他安全確保が可能な場所）で許可を受けた場合は可能である。火気を使用する際は事前に「火煙上昇届」（様式-2-3）を管理センターに提出する。
- 活動内容に応じた服装、安全具の装着のほか、活動日の健康状態、自身の安全衛生に留意するとともに、公園利用者の安全に留意するものとする。
- 活動の際には救急セットを準備しておく。ポイズンリムーバーが必要な場合は管理センターに連絡する。

※様式は様式集参照

参考資料 リスク種別

(怪我の種類)

・つまずき

岩石、隙間、木の根、つる、階段、登り坂

・滑り

粘土、濡れ木、濡れ舗装、苔岩、砂地、砂利坂

・くじき

凹穴、積材上、段

・火傷

焚き火、調理、釜焚き、暖房、薬品

・刺し、切り

手工具、動力機器、とげ・ささくれ(竹木、有刺植物)

(重傷化の要因)

・高い積み上げ

・急な坂

・大きな高低差

・混雑

・車両に伴うもの

・道具使用

・荷物あり

・悪天候

・激しい運動/跳躍(走り含む)

天候不順リスク

・雨(滑り、冷え)

・強風(落下、落下物、飛来物)

・雪、雹(滑り、冷え、落下物、落雪)

・雷(落雷)、竜巻

・洪水、急な増水、浸水

・地滑り、崖崩れ

・地震(落下、落下物、倒壊、崖崩れ、地滑り)

衝突事故

・車、自転車、バイク

・作業車、重機、農業機械

・倒木、落木

・鳥虫類、大型獣類(猪、鹿)

・人、群集

水難等

・池、川での溺れ

獣虫害

・猪、アライグマ

・鹿、イタチ、鼠

・蛇(マムシ、ヤマカガシ)、カエル

・蜂(スズメバチ、アシナガバチ)

・百足、ダニ(マダニ)、アリ、ハネカクシ、毛虫(イ

植物等

・ウルシ(ツタウルシ)、ヌルデ

・カエントケ

・有棘の植物(カラスザンショウ、ノイバラ等)

人(防犯)

・窃盗、痴漢、暴行、けんか

交通事故

・車、自転車、バイク、バス

体調不良

・頭痛、腹痛

・悪寒、発熱

・吐き気、下痢

・痙攣、失神

・熱中症

・食中毒

参考資料1 あいな里山の歴史文化と自然

① 山田と藍那

藍那のある山田庄（丹生山田郷）は摂津国八部郡に属した古代からの荘園で、播磨国との境にある、南は六甲山系、北は帝釈・丹生山系に挟まれた谷筋にある山田川（志染川）流域に開けた地域である。

同荘園は平安末期には東大寺領であり、その後、平清盛が領することになる。南北朝時代には、丹生山にさらに、平家滅亡の後、官領として没収され源頼朝の知行となる。一ノ谷の合戦では、源義経もこの地を通過して鶴越に向かい、「坂落し」で平氏軍を撃破した。

その後、京都六条の左女牛若宮八幡宮領として維持される。

- 南北朝時代：北朝方の赤松円心の勢力下にはいる（左女牛若宮八幡宮領）
- 応仁の乱：不知行地
- 戦国末期：羽柴秀吉の庄内丹生攻めをきっかけに豊臣氏蔵入地となる

近世には山田 13ヶ村といわれ、旧山田庄内には、上谷上、下谷上、原野、福地、中村、東下、坂本、衝原、西下、小河、藍那、西小部、東小部の村があった。近世の山田 13ヶ村は、幕府領、大名領、仙洞御所領などに分かれ複雑な所領形態であった。

山田庄は、古代から京・大阪と山陽・西国とを結ぶ山陽道の裏街道として交通の要路であった。したがって、山田庄は第一級の文化の通り道でもあり、今でもその名残りを数多く留めており、「六條八幡宮の三重塔や流鏑馬神事」「若王子神社」や「箱木千年家」などの数多くの文化財や伝統行事が残っている。特に南北朝から室町時代にかけての石造品の多いことが注目され、このような当地の独特の文化を「丹生山田文化」と呼んでいる。

1889（明治 22）年の町村制施行により八部郡山田村と改称、1896（明治 29）年からは武庫郡に属したが、1947（昭和 22）年 3 月 1 日に神戸市兵庫区に編入されて山田町となり、1973（昭和 48）年 8 月 1 日、兵庫区から北区が分区し、北区山田町となった。

「藍那村」の名が史料上に現れるのは、戦国期 15 世紀末である。明石川上流藍野谷川流域の標高約 220～300m に位置する谷あいの土地に集落（上ノ町(カミンジョ)、下ノ町(シモンジョ)、西ノ町(ニシンジョ)、北ノ町(キタンジョ)の四つの単位からなる）があり、二次林に覆われた谷戸に造られた棚田という環境は、大都市の近郊としては極めて稀な自然環境である。



六條八幡宮

② 藍那の田んぼと雑木林

藍那の田んぼは、山の中の細長い谷や急な斜面につくられている。それは、地形にあわせて細長いあぜものもあれば、曲がりくねった畦に囲まれたものもある棚田である。かつて、公園区域全体にこのような田んぼがあった。

山田町の産業は農業が中心であったが、近年では兼業農家が増加し、農家戸数、米麦の作付面積、木材などの出荷量は減少した。

また、藍那は、豊かな山の資源にも恵まれ、これらの林は様々な目的で利用されてきた。たとえば、コナラやカシの木は、炭焼きや薪に適している。竹は、竹材を出荷したりタケノコを採ったり、栗林ではもちろん栗拾いをする。この他にも、下草刈りや山菜採りなど様々な仕事や楽しみがあり、生活と深く関わってきた。

藍那では古くから炭焼が行われていたが、大正 10 年頃から昭和 10 年頃までが最も盛んであったという。多いときには 1 日に 150 俵の炭が出されていた。相談ヶ辻から白川道を少し行った左側、道下の田んぼ（猿田）では昭和 50 年代の初めまで炭を焼いていた。ここでは炭に焼く材はカシで、6~10 時間をかけて白炭が作られていた。※聞き取りによれば黒炭もつくっていたようである。

また、藍那地区ではヤマモモを贈答する習慣があった。藍那では古くから白桃、瑞光といった様々な品種が育てられ、昔、天領だった頃は天皇に献上してきた。



③ 藍那に残る史跡

藍那の里山を抜ける道、それは遠い昔から人々が歩いてきた道である。神戸のまちと三木を結ぶ“三木街道”や、平家物語で有名な義経の進軍にまつわる“鶴越道”、“白川道（白辺路）”、さらには“徳川道”といった古い道があり、今なお数百年も昔の道標がひっそりとたたずんでいる。また、石塔の数々や、かつて農村歌舞伎が演じられた農村舞台など、数多くの文化財が里山とともに守られてきた。



宝篋印塔（和泉式部の墓）



七本卒塔婆



天津彦根神社



毘沙門堂

④ 北区の茅葺き民家と農村舞台

北区には約 700 棟（平成 27 年度調査）の茅葺き民家が現存している、日本でも有数の茅葺き家屋が残っている地区である。現存する民家建造物では日本最古と推定される箱木家住宅や、江戸中期に建てられた内田家住宅など茅葺き建築の重要文化財も多くあり、農村歌舞伎舞台も現存している。公園内には三棟の茅葺き民家が移築されており、藍那集落にある釈迦堂の農村歌舞伎舞台（現在は農業用倉庫）を元に茅葺きで新築した農村舞台がある。



【伝庫の家】

旧前中邸。南向きで規模は桁行 7.5 間×梁行 5.4 間(13.6m×9.7m)、二列の部屋が「田の字型(四間取り)」の平入り農家である。

江戸時代のはじめ、17 世紀中期の建築とされる。18 世紀後期、19 世紀後期、戦後にも改築を行っている。神戸市が解体・保存していた部材を、現在の建築基準に照らし合わせて組み直し復元した。旧所在地は区山田町原野。



【白拍子の家】

旧田中家。平入、茅葺の主屋は桁行 10 間×梁行 6 間(18.1m×10.9m)と大きな規模であり、この建物が元あった場所が集落を見下ろす立地であることから、庄屋の家であったと伝えられている。間取りは二列六室で、前列と後列の境はカミノマ部分で喰い違いとなっている。土間の隅には牛小屋が設けられていた。旧所在地は山田町坂本。



【相談ヶ辻の家】

旧中谷家。南向きで、屋根は「四方蓋造り」と呼ばれる形式で、上屋が茅葺き、下屋の四方が瓦葺きとなっている。

明治時代初期には、この中谷家と並ぶ辻家が、共に旅籠(旅館)を営んでいたとの記録が残っており、小野(こうの)の二軒屋と呼ばれていた。かつての中谷家の近辺には太山寺へ向かう道(谷筋白川道)を示す「立石(道標)」があったと記録されている。旧所在地は山田町藍那(現在の位置の北側)。



【農村舞台】

藍那集落にある釈迦堂の農村歌舞伎舞台(現在は農業用倉庫)を元に茅葺で新築したもの。間口 13.4m、奥行 9.6m、回り舞台直径 8mの大舞台で、床下に人がもぐって舞台を回せる構造となっている。舞台と花道は地下でつながっており、隣接する控え室まで人目に触れず移動することも可能である。



※農村舞台とは

藍那集落周辺はかつて農村歌舞伎が盛んに上演された地域であり、集落内でも天津彦根神社内の舞台が建築当時の姿を残している。

地域独自の歌舞伎、地芝居、文楽などが住民中心に活発に行われていたが、戦後演じられることがなくなっていった。

⑤ あいな里山の動植物

里山には、林や水辺（ため池や水路）、湿地あぜ（田んぼ）や草原（畦など）といったさまざまな環境がある。このように〈雑木林・田んぼ・ため池〉がセットになってつくられた自然環境は、いろいろな種類の生き物や植物のすみかとなってきた。

田んぼにはカエルやトンボが卵を産み、タニシやゲンゴロウもいた。水路ではホタルやサワガニ、メダカが泳ぎ、ため池にはフナやドジョウ、ウナギもいた。田の畦や土手はスミレやササユリなどの花が咲き、蝶やバッタのすみかとなった。明るい雑木林には、コバノミツバツツジなどの花が毎年きれいに咲き誇り、ウサギやタヌキ、キツネが林の中を走り回っていた。

また、園内ではさまざまな希少な動植物も確認されており、これらの保全が課題となっている。



ササユリ



コバノミツバツツジ



スミレ



ヤマモモ



ニホンアカガエル



アサギマダラ



ゲンジボタル



ノウサギ

⑥ 藍那の地層と化石

あいな里山には、白川の植物化石群で知られる神戸層群凝灰岩類や有馬層群流紋岩類、花崗岩類など多様な地質・化石が確認されている。

白川累層上部は厚い凝灰岩層と厚い礫岩層の互層を特徴とする層群である。厚い礫岩層は凝固度が高いため、この層準の礫岩層の分布する地域では独特の急崖をもつ景観を呈したが、今では大部分造成地化されてしまった。

保存の良好な植物化石を大量に産するのは、白川累層の中・上部から、藍那累層にかけての層準である。

藍那の土は、「イヌグソ」と呼ばれる粘土質の土が多く、扱いが難しい土だと言われている。



<出典>

摂津国名所大絵図（天保7年（1836年））

山田郷土誌編纂委員会『山田郷土誌（第2編）』（1979年）

『山田村郷土誌』（復刻版）（1920年）

『新修神戸市史』（1989年）

『中日本入会林野研究会会報』第25号 研究報告（2005年）

山田民族文化保存会『丹生山田ガイドマップー歴史と文化財を訪ねるー』（2020年）

あいな里山読本（国営明石海峡公園事務所）

公園内サイン（国営明石海峡公園事務所）

神戸市北区HP「各町の紹介」「茅葺きを中心としたまちづくり」

参考資料2 安全管理に関する資料

平成21年度里山管理技術者認定講習 資料（抜粋）

3級 安全管理 ルール一般・基礎知識

1. 安全管理の方針

・科学的な安全管理を行い、科学に基づいた里山管理技術・技能を習得する。

多くの市民が里山管理技術を習得し、安全で楽しい質の高い里山管理を行うためには、科学的な思考、手法が必要です。経験に基づくだけの方策では多くの市民が適切な技術を習得することはいけません。

・本公園で定めたマニュアルや関連法規等の規則を順守する。

多くの市民の協力によって作成されている安全管理マニュアルや関連法律を守ることが重要です。特に労働安全衛生法はボランティア活動にも参考とすべき点は多く、その精神は理解しなくてはなりません。労働安全衛生法の最も重要な精神に、安全管理担当者の責任の明確化があります。

・公園としての安全管理を習得する。

多くの市民が利用する公園という区域の中で、公園に適した安全管理を行う必要があります。

・不安全状態と不安全行動の2つの面をチェックして、安全を確保する。

災害は不安全状態と不安全行動の掛け算の頻度で起こると言われています。不安全状態と不安全行動をゼロに近づけるように安全管理を行います。

不安全状態が放置され、不安全行動が起こるのは、知識の不足、技能の未熟等多くの原因がありますが、無関心や自信過剰からなる安全意識の不足が最も大きい要因の一つです。

安全に関しては、安全管理担当者だけではなく、参加者全員が高い安全意識を有することが最も重要なことです。

不安全状態とは	不安全行動とは
①地形等立地上の問題 ②道具類の不備 ③保護具、服装の不備 ④作業環境の不安全状態 悪天候 園路等通行の支障 高所作業 不適切な作業範囲(山割り) ⑤無理な作業工程 ⑥危険な生物の存在 等	①道具類の不十分な点検、不安全な使用 ②危険物、重量物の取り扱い ③無理な姿勢、危険な位置、誤った動作 ④規則、指示の無視 ⑤無資格者、不適格者の作業 ⑥連絡、通報、合図等の不徹底 等

・記録を残して、ヒヤリハットをゼロに近づける。

ハインリッヒの法則

1 : 29 : 300

330の類似事故は300件の無償害の事故、29件の軽傷、1件の重傷からなる。

300件の無償害の事故(ヒヤリハット)から、そのまま過ごさずに、安全管理を高めて、記録をとって解析し、対策を練れば、重傷事故は未然に防ぐことができる。

2. 安全管理対象

2-1. 他の公園利用者に対する安全

多くの人を利用する公園という性格上、常に他の人を巻き込む危険性があります。入園者が進入してくる可能性のある区域で作業する場合は、「本日は作業しているので注意してください」など、入園者に対するインフォメーションを確実にを行います。

特に、伐採作業や、動力による作業では、(4)(5)を確実にを行います。また、認定を受けていない人が近くにいた場合には、危険性を確実に伝え、近づかないように周知してください。



- (1) 公園の他の行事の状況を確認する。
- (2) 他の公園利用者の利用範囲・状況を確認する。
- (3) 里山管理作業の内容、作業場所について、公園事務所、他の公園利用者に周知する。
- (4) 作業範囲にロープ等による囲いを設け、立ち入り禁止看板を設置する。
- (5) (4) ができない場合は、安全のための監視員を配備する。

2-2. 作業員・作業グループの安全

- (1) 参加者に無理のない作業か確認する。また、無理な作業を行わない。
- (2) 安全管理者を配置する。
- (3) 救護・休憩場所を確保する。(夏は、日よけ地。冬は暖をとれる場所。)
- (4) 緊急車両を配備する。
- (6) 医薬品、水、救護用品、タンカ等を配置する。大規模な行事では、救護所及び救護員を配置する。
- (7) 受け入れ病院の位置と受け入れ時間を確認する。診療科目も確認する。ササや小枝で傷つきやすい眼だが、眼科の救急病院はほとんど無い。

2-3. 他の作業員の安全

異なる作業の混在は決して行わない。

動力(刈り払い機)による刈り払いと手工具による除草、動力(チェーンソー)による伐木と手工具による伐木等の異なる作業が混在して同時に作業することは非常に危険です。決して行ってはいけません。たとえ、同じグループであっても、異なる作業は班を明確に分けて、作業する範囲もしくは時間帯を分けてください。

3. 安全管理担当者の配置と役割

ボランティア活動においては、自己責任によって作業を行い、お互いが注意をしながら行うことが原則です。ひとりひとりが十分に注意して作業してください。

しかし、必ず作業グループに1名の安全管理担当者を配置させ、安全管理の役割を明確にしてください。グループが数班に分かれる場合は、各班に安全管理担当者を配することも検討して下さい。

安全管理担当者は安全管理上問題があれば、作業の変更及び中止を決定できる権限を有するようにします。参加される皆さんが安全に作業できるよう、安全管理担当者に培った力を発揮していただける環境づくりが望まれます。

3-1. 作業判断、危険予知・回避、安全確認

(1) 作業の中止の判断

悪天候が予想される場合、また、悪天候である当日には作業を行わないこととします。市民活動では活動日が休日等に限られる場合が多く、多少のことでは実施したいと考えがちですが、決して無理はしないで、作業の実施・中止を判断してください。また、突然の悪天候に備え、対策を行ってください。

①雨

雨天の場合は、草刈りや伐木作業はなるべく行わないで下さい。前日に降雨があった場合も、地面が滑って危険になることがあるので、留意します。特に藍那の土は、雨によって足下が極端に悪くなる場合があるので注意が必要です。

①風

風は、里山管理作業に影響をもたらします。特に、強風時の作業は、危険なので、作業を中止する必要があります。特に、伐採作業では、伐倒に影響が大きく、危険です。

「伐木作業安全衛生特別教育」では、風速10m(平均風速)を超える強風の場合は作業を中止することとしています。風速10mはかなり強い風です。ビューフォート風力階数で、「大枝が揺れて、電線がうなり、傘がさしにくい」以上の状況が平均風速10mです。瞬間的にはもっと強い風速です。プロの作業者が行う限界が風速10mと考えてください。参加者の技術レベル等も考え、風速10m未満で中止するようにしてください。前日に強風が吹いた場合は、枝等が不安定になっている場合があります。事前確認を充分に行い、折れ枝の落果等危険防止対策を行い、必要があれば中止します。

風については、天気予報で随時確認するほか、風向風速計や吹き流し等を利用し、その特性を知って作業判断を行ってください。

(2) 危険予知・回避

①野外における危険生物

種別	危険生物	回避対策	あってしまったら
動物	スズメバチ	ペットボトルトラップを仕掛ける。	動くものに敏感なので、遭遇したらその場にしゃがみじっとする。
		事前に作業範囲を点検し、巣等が確認された場合は、駆除するか、場所を変える。	複数匹で寄ってきたら 10m はそっと逃げて、その後全速力で 100m 以上逃げる。
		黒い服装を避ける。髪の毛は露出せず、黒以外の明るい色の帽子を着用する。	刺されたら、ポイズンリムーバー・抗ヒスタミン剤を用いる。すぐに病院に行く。
	マムシ	長靴を着装する。草丈の高い場所は棒で叩きながら通行する、刈り貯めた場所を不要に通行しない。	かまれた場合は傷口を切開しない・毒を吸い出さない・縛らない。急激には毒は体内を回らないので、落ち着いてすぐに病院に行く。
植物	かぶれる植物(ウルシ類)、刺のある植物(タラノキ、ハリギリ、カラスザンショウなど)、	事前に調べ、近くに有る場合は、参加者に注意を促す。見分け方を教える。アレルギー体質の人には、特にウルシ類に注意をする。	伐木時に刺で怪我をしないように注意する。厚手の革手袋は有効。ウルシ類の伐木は、晩秋か厳冬季にのみ行う。伐り屑に触れない。アレルギー体質の人は伐木しない。
	毒のある植物(シキミ、アセビ、キンポウゲ科全般など)	不用意に食べぬよう参加者に注意を促す。	

- ・チャドクガ、イラガ、オオムカデ等命には別状ないものの、有害な動物には注意する。
- ・蚊等の不快な害虫対策も必要に応じて行う。



■公園内で見ると特に注意が必要な有毒植物

シキミ

毒部位：葉、樹皮、果実（特に多い）

症状：嘔吐、下痢、昏睡、呼吸障害、循環器障害

事故事例：果実を調理に用い、中毒を起こした。

シキミの果実（左）と花（右）



ウルシ類

毒部位：全体（特に樹皮の分泌物）

症状：水疱性の炎症を起こし、後に発赤、激痛に襲われる場合がある。

事故事例：ウルシの仲間がかぶれる事故は非常に多い。

ヤマウルシの葉表面（左）と裏面及び果実（右）

1.安全管理

（1）服装

- ・作業中に衣類の袖口や裾口があいていると木の枝や障害物に、引っかけて手元がふれたり、転倒したりして災害の原因となります。寒冷時は、暖かく軽い服装にします。
- ・履き物は、足にあった滑りにくいものを着用します。
- ・すねをカバーするブーツ状の履き物か、すね当ても有効です。
- ・保護帽（ヘルメット）は、あごひもをしっかり締め、水平にかぶります。樹林管理では、作業中に上から枯れ枝などが落ちてくるのがよくあります。必ず、保護帽を着用します。
- ・ゴーグル、手袋、（耳栓）

※）動力機械の場合には、必要に応じて耳栓を用意します。



服装

（2）当日の作業前の安全管理

- ・人員点呼を行う。お互いに外観から健康状態を確認する。
- ・準備運動を行う。
- ・道具の始業点検を行ったか確認する。
- ・作業前ミーティングを実施し、リーダーより安全管理上の留意点を確認する。
- ・作業に適切な服装であり、安全装備（呼子・手袋・ヘルメット・ゴーグル・耳栓等）を正しく着用しているか確認する。
- ・刈り払い作業範囲にロープをはり、注意看板を設置したことを確認する。
- ・作業者の配置について確認する。不明点があればリーダーに確認する。特に近接作業等の危険な配置となっていないか確認する。
- ・作業の役割分担が、自分のレベルに合っているか、無理が無い確認する。
- ・呼子(ホイッスル)の合図方法を確認する。
- ・作業範囲内の障害物（転石、つるや小枝などの刃に絡まる物、切り株、缶、ビン、粗大ゴミ等）を取り除くか位置を表示する。

(3) 作業中の安全管理

- ・ 3人以上のグループで作業します。
- ・ 1人は安全管理のために周囲も含めて広い区域を監視します。決して危険区域に人が入らぬように注意し、近づく人を発見したら呼子(ホイッスル)で制します。また作業者が急斜面等の危険な場所に近づいたら、同様に呼子(ホイッスル)で制します。
- ・ 1人は作業補助として、刈払いしやすいように、発生除草材の片付け等を行います。作業から 20m 以上離れて安全な作業間隔をとります。

※危険区域

作業員から 5m を危険区域とし、この区域に人を立ち入らせないようにします。また、安全作業は、20m 以上離れて作業することが望ましく、できるだけこの距離を確保してください。



- ・ 上下作業の禁止
- ・ 刈払い機の操作時間は 1 日当たり 2 時間以内とし、連続した操作は 30 分以内とする。作業の間には 5 分以上休憩を入れる。
- ・ 8cm 以下の伐木は可能だが、刈り払い機では操作が難しいため無理に伐採せず残す。
- ・ 作業は基本を守って安全に行う。

(4) 作業の基本



一方向が原則

一方向のみで刈る（右から左へ）
決して往復刈りはしてはならない。

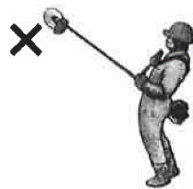
- ・足場を安定させる。特に、傾斜面では安定した姿勢の確保に努める。右が法上に左が法下となる体勢とし、足の運び方は右足を前にし、すり足での移動)に十分注意する。
- ・刈り刃は一方移動とし、刈り刃の適正な位置で刈る。決して往復刈りはしない。
- ・刃は腰より高く上げない。また、下向きには刈らない。
- ・刈り幅は一定とする。大振りは危険である。初級者や斜面地では刈り幅を狭くする。通常は肩幅よりやや広い程度とする。
- ・刈り払い機の運搬時は、刃を前にして運ぶ。

■ やってはいけない動作

1 斜面を下向きに刈る



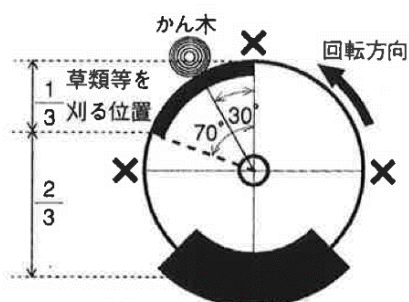
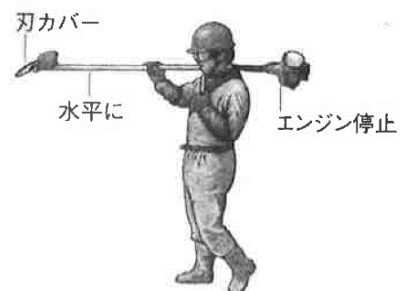
高いところを刈る



大振りする



歩く姿勢



- 草類等は刈刃の正面から左70°の間(前3分の1)で刈る
- ◎ かん木等は刈刃の正面から左30°の位置で刈る
- × 刈刃の正面と真横はキックバックを起こしやすい

- ・つるが刈り刃に絡むような障害が発生した場合は、刃の回転を上げてもとれない。ただちにエンジンを停止し、刃の回転停止を確認してから対処する。決してエンジンを回転させたまま対処してはならない。
- ・下草で足元がはっきりわからない場合は、足下を十分に確認する。
- ・刈払いをする場合は、切り跡の処理等の障害物除去を確実に行っておき、刈払い機の刃が当たったり、躓いたり、倒れたりしないようにする。
- ・目的、植生に合わせた刈り高とする。

(4) 事後作業及び後始末

- ・刈った除草発生材は指定場所に搬出する。搬出しない除草発生材は危険の無いように整理をし、中途半端に刈りっぱなしにしない。
- ・道具の清掃と数量を確認する。